

# 見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文の電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプル**を送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後**2カ月連続**、同じサプリメントが**届いた**ので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「**1年定期**」と記載があった。注文した覚えはない。

(80歳代)

サンプルじゃないの!?



©Kurosaki Gen

## サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

### ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

悪質商法や契約トラブルなど、消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センター**へ

電話相談

消費者  
ホットライン **いちゃ 188** 平日: 9:00~17:00 (平日は078-371-1221でもつながります)  
土日祝: 10:00~16:00 (独)国民生活センターにつながります。12/29~1/3除く)

オンライン相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。  
継続相談は電話または来所をお願いします。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、来訪日時を相談員と決定してください。  
神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階 平日: 9:00~16:30 (12/29~1/3除く)

ホームページが  
新しくなりました!

よくある相談事例  
やトラブル情報は  
こちらをチェック

